

# 無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

| テーマ     | 日時                   | 相談員                      | 内容   | 場所          |
|---------|----------------------|--------------------------|--|-------------|
| 税務・経理相談 | 10月11日(火)<br>午後1時～4時 | 畑 中 啓 三<br>税理士           | 日々の記帳から決算まで<br>税務・経理等に関するあ<br>らゆる相談                    | 豊能町<br>商工会館 |
| 登記・法律相談 | 10月12日(水)<br>午後1時～4時 | 青 山 昌 仁<br>司法書士          | 会社の設立・増資、不動<br>産の登記等に関する相<br>談、債権回収等に伴う法<br>律相談        |             |
| 経営相談    | 10月18日(火)<br>午後1時～4時 | 黒 野 秀 樹<br>中小企業診断士       | 新たに事業を始めたい、<br>今の事業を見直したいを<br>はじめ経営に関するあ<br>らゆる相談      |             |
| 労務相談    | 10月20日(木)<br>午後2時～4時 | 森 啓 治 郎<br>特定社会保険<br>労務士 | 従業員の採用・退職・解<br>雇に係る諸問題、社会保<br>険・労働保険など労務に<br>関するあらゆる相談 |             |

- \* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までお申込み下さい。
- \* 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。  
ご希望の方はお気軽にお申し出下さい。

## 相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 氏 名：<br>事業所名：<br>住 所：豊能町<br>電話番号： | テーマ名：<br>希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします）<br>： ～ ： |
|-----------------------------------|---|

今後開催を希望する相談会、講習会のテーマ等がありましたらご記入下さい。

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1 0 0 8

Tel. 072(739)1647 Fax. 072(739)2285

E-Mail [toyono@gold.ocn.ne.jp](mailto:toyono@gold.ocn.ne.jp)

## マル経融資のご案内

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1か月の売上が前年または前々年度の同期と比較して、5%以上減少した事業者に別枠で融資します。

この融資制度は、小規模事業者が商工会の経営指導を受けて経営を改善し、事業の発展を図るために必要な資金を、商工会の推薦により、日本政策金融公庫から、無担保・無保証人・低利で融資を受ける制度です。

融資限度額 : 2,000万円 コロナ枠 1,000万円

返済期間 : 設備資金 10年以内 運転資金 7年以内

基準金利 : 1.21%より当初3年間、▲0.9%引下げ

新型コロナウイルス感染症特別貸付の取り扱い期限が、令和5年3月末まで延長されました。特別利子補給制度(当初3年間の実質無利子化措置)は、令和4年9月末で終了しました。

大阪府最低賃金が改定されました。

992円/時間額⇒1,023円/時間額 発効日:令和4年10月1日

## 労働保険料第2期分の納付について

10月は、労働保険料の第2期分の納付期限です。

商工会の労働保険事務組合に委託されている事業所で労働保険料を3期分納されている方につきましては、後日納入通知書をご送付いたしますのでよろしくお願い致します。

## 令和4年10月1日～令和5年3月31日までの雇用保険料率について

令和4年10月分から雇用保険料率が、労働者負担・事業主負担ともに上記のとおり改訂されます。

|       |        | 労働者負担   | 事業主負担      | 雇用保険料率     |
|-------|--------|---------|------------|------------|
| 一般の事業 | R4.10～ | 5/1,000 | 8.5/1,000  | 13.5/1,000 |
| 建設の事業 | R4.10～ | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 16.5/1,000 |

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。

制度開始時から導入するには、令和5年3月31日までに登録を済ませる必要があります。

- 1、令和5年10月から消費税の「仕入税額控除」を受けるためには適格請求書(インボイス)が必要になります。
- 2、適格請求書を交付することができるのは税務署の登録をうけた「適格請求書発行事業者」のみ。
- 3、消費税を納めている「課税事業者」だけ「適格請求書発行事業者」になれます。

## 小規模企業共済制度

掛金一括納付をお考えの際は、年内納付は機構11月20日到着分まで適用となります。

## 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

掛金前納申出をお考えの際は、年内納付は機構12月5日到着分まで適用となります。

## とよのまつり「中止」のご案内

例年11月に開催しております「とよのまつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止させていただきます。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊 能 町 商 工 会

豊能町余野1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail [toyono@gold.ocn.ne.jp](mailto:toyono@gold.ocn.ne.jp)